

児童発達支援サービス利用契約重要事項説明書

1 事業者の概要

名称	学校法人エムポリアム学園
法人種別	学校法人
法人所在地	福島県郡山市堤下5番15号
電話番号	024 - 932 - 1048
代表者氏名	理事長 金田岩光
法人設立年月日	昭和 45年 3月26日

2 施設の概要

施設の名称	学校法人エムポリアム学園 エムポの木
施設の種類	多機能型指定障害福祉サービス事業 令和 7年 12月 1日指定 (予定)
所在地	福島県郡山市桜木2丁目 17 - 5
電話番号	
施設長氏名	國井隆介
事業所番号	
施設の目的	児童発達支援及び放課後等ディサービス
利用定員	10名
施設開設年月日	令和 7年 12月 1日
事業実施地域	郡山市
運営方針	利用児が日常生活における基本的動作及び知的技能を習得し、並に集団生活に適応することができるよう、利用児の身体及び精育況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導訓を行うものとする。

3 施設の職員体制 (単位：人)

職種	常勤	非常勤	合計員数	資格
			(常勤換算)	
管理者		1	0.12	
児童発達支援管理責任者	1		1	保育士、幼稚園教諭 児童発達支援管理責任者
保育士(専任)	2		2	保育士、幼稚園教諭
支援員		1	0.8	

4 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
管理者兼保育士	原則 8 : 30 ~ 17 : 30
児童発達支援管理責任者	原則 8 : 30 ~ 17 : 30
保育士（専任・兼任）	原則 8 : 30 ~ 17 : 30
支援員	原則 9 : 30 ~ 16 : 30

5 営業日及び営業時間等

（1）営業日

営業日	月曜日から金曜日 ただし、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）はお休みとなります。
-----	---

（2）営業時間及びサービス提供可能な日と時間帯

事業所開所時間	8 : 30 ~ 17 : 30
サービス提供日	営業日と同じ
サービス提供時間帯	8 : 30 ~ 16 : 30

6 施設・設備の概要

施設の種類の種類	室数	施設の種類の種類	室数
指導訓練室	2	遊戯室	1
相談室	1	事務室	1

7 当事業所が提供する支援の内容

（1）児童発達支援計画の作成

児童発達支援管理責任者は、利用者について解決すべき課題と意向を把握し、利用者の意向を踏まえたうえで障害児通所支援事業の目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ「個別支援計画」を、利用者と面接して作成します。「支援計画」は、利用者や家族に説明し、同意を頂くとともに、写しを利用者に交付します。「個別支援計画」については、6ヶ月に1度以上定期的に見直すほか、必要に応じて見直します。また、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

（2）児童発達支援サービスの概要

日常生活訓練	個別の目標に応じて、日常生活動作が身に付くよう支援します。
機能訓練	個別の目標に応じて、日常生活を送るの為に必要な機能の維持向上の訓練を行います
創作活動	製作・描画等の創作活動を行います。
レクリエーション	集団ゲーム・ダンス等のレクリエーションを行います

必要な介助	利用者のご希望及び心身の状況に応じて必要な介助を行います
健康管理	日常生活上必要な健康チェック、うがい・手洗いその他必要な指導を行います。
相談及び援助	利用者及びご家族からの相談には、可能な限り必要な援助を行います。また、他の事業者や市、学校等と連携し、自立した生活が継続できるよう支援します。

8 利用料金

(1) 児童発達支援サービス

サービス利用料及び利用者負担分（定率負担分）	時間区分2（1時間30分超3時間以下） 利用料日額 6,090円 うち利用者負担分（定率負担） 928円
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	利用者負担分左記の1割
児童指導員等加配加	利用料 1,870円 うち利用者負担分 187円
福祉専門職配置等加算	利用料 60円 うち利用者負担分 6円
関係機関連携加算（Ⅰ）	利用料 2,500円 うち利用者負担分 250円
関係機関連携加算（Ⅱ）	利用料 2,000円 うち利用者負担分 200円
関係機関連携加算（Ⅲ）	利用料 1,500円 うち利用者負担分 150円
関係機関連携加算（Ⅳ）	利用料 2,000円 うち利用者負担分 200円
家族支援加算（Ⅰ）	利用料 1,000円 うち利用者負担分 100円
家族支援加算（Ⅱ）	利用料 800円 うち利用者負担分 80円
延長支援加算（1時間以上2時間未満）	利用料 920円 うち利用者負担分 92円
延長支援加算（2時間以上）	利用料 1,230円 うち利用者負担分 123円
事業所間連携加算（Ⅰ）	利用料 5,000円 うち利用者負担分 500円
事業所間連携加算（Ⅱ）	利用料 1,500円 うち利用者負担分 150円
送迎加算（片道）	利用料 540円 うち利用者負担分 54円
欠席時対応加算（月4回）	欠席時 940円 うち利用者負担分 94円
おやつ代	1回の利用につき 50円
行事費	企画実施された場合実費

② 児童福祉法に基づく利用者負担額について

保護者は上記表の金額を負担しますが利用については右記負担額になります。ただし、児童福祉法に基づく傷害児通所給付費については、保護者に代わり市町村より代理受領します。

非課税世帯	0円
所得割28万円未満 月額上限額	4,600円
所得割28万円以上 月額上限額	37,200円

満3歳の4月～小学校入学までの3年間は、利用者の負担額は0円になります。

(3) その他の料金

規定料金内容の他、被服や特別な食事に係る費用、また利用者の事情により必要となる嗜好品等は、その実費について保護者の負担となります。内容により引率者の費用を一部負担していただく場合もあります。

9 利用の方法

(1) 利用

- ① 障害児通所支援について支給決定を受けた方で、当事業所の利用を希望される方と当事業所との契約で利用になれます。また、契約の前に当事業所の支援提供に係る重要事項についてご説明します。その際、通所受給者証が必要です。
- ② 利用が決定した場合は契約を締結します。契約の有効期間は支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、保護者からの契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 利用に際しては、適切な支援を提供するために、家庭状況や心身の状況、成育歴・病歴等を把握させていただきます。
- ④ 利用については予約制となります。

(2) 契約の終了

- ① 保護者は、事業者に対して7日間の予告期間をおいて、文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- ② 当事業所が正当な理由なく支援を提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用児やご家族、保護者などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、保護者の申し出により直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 保護者が利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにも関わらず、30日以内にお支払いいただけない場合、又は保護者・利用児童が当事業所や当事業所の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、契約を解除し、利用を終了させていただくことがあります。
- ④ やむを得ない事情により当事業所を閉鎖又は縮小する場合、契約を解除させていただく場合があります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 給付の支給決定期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）
- ② 利用児童が亡くなった場合

10 サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設ご利用に際し留意いただきたい事項

施設内の利用	施設内の設備等のご利用に際し、利用児の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他の利用者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
宗教活動等	利用児・保護者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する布教活動等のご遠慮ください。
貴重品の管理	利用児の責任において管理できない貴重品は、持参されないようお願いいたします。やむを得ず持参された場合は職員が管理します。

1.1 事故や急病など緊急時の対応方法

利用児の容態に急変があった場合は、協力医療機関または利用児の指定する医療機関に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族等に速やかにご連絡します

1.2 協力医療機関

医療機関名	医療法人 土屋病院
所在地	福島県郡山市山崎 6 - 1
電話番号	024 - 932 - 5425

1.3 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「非常災害対策計画」により対応します。
防火管理責任者	國井隆介
避難訓練	利用児も参加の上、2か月に1回以上実施します。
防災設備	消火器、自動火災報知機

1.4 虐待防止及び身体拘束等の適正化について

事業者は、利用児の人権の擁護・虐待の防止等のために、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日 法律第 79号）及び「障害者施設における虐待の防止について」

（平成17年10月20日 障発第1020001 号 厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知）に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。また、利用児の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を行わざるを得ない事態を生じさせないための対策委員会を虐待防止委員会と一体的に設置、運営することにより、安心してサービスを利用していただけるよう努めます。

① 虐待防止等に関する責任者を選定しています。

虐待防止等に関する責任者	管理者 國井隆介
--------------	----------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 従業者に対する虐待防止を及び身体拘束の適正化に関する研修を実施します。

1.5 事故発生時の対応方法について

利用者に対する障害児通所支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する障害児通所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、施設が加入する損害保険の範囲内で賠償します。

1.6 損害賠償

保険の種類	日本スポーツ振興センター	日新火災海上株式会社
保険の内容	災害共済	賠償責任保険

保険金額	掛け金 375 円	掛け金は全額園負担
	※ 内利用者負担 260 円	※ 保険金額限度額 2 億円

17 苦情等の受付について

当事業所の相談・苦情窓口

受付のあった苦情（相談）について、速やかに誠意をもって解決を図ります。解決が困難な時は第三者委員に報告し、助言を受け解決を図ります。

苦情解決責任者	國井隆介	受付担当者	竹内利香
電話番号	024-933-1165	受付時間	8:30～17:30
第三者委員	阿部文子（民生委員） 024-938-1556	大塚裕子（民生委員） 024-983-4744	
郡山市	障がい福祉課	電話 024-924-2381	月～金 8:30～17:15
福島県運営適正化委員会	福島県社会福祉協議会内	電話 024-523-2943	月～金 9:00～16:30

18 成年後見制度に関する事項

事業所は、成年後見制度に関する内容について、必要に応じた支援を行います。

児童発達支援の提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者

事業者名 学校法人エムポリアム学園 エムポの木

説明者職名氏名 園長 國井 隆介 印

私は、本書面に基づいて、事業者からこれから利用する児童発達支援の重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

保護者住所

保護者氏名 印

※シャチハタはご遠慮ください